第１７回青梅市選挙管理委員会会議録

開催日時	令和６年１２月２日　午前１０時００分	
場所	市役所５階　６０１会議室	
出席者	委員長　川鍋信夫 委員　根本太夫 同　山下秀明 同　桑原顯正	書記長　須崎　満 書記　山﨑健司
記録者	書記　山﨑健司	

１　あいさつ　川鍋委員長

２　報告事項

(1) 行事報告について　別紙のとおり

(2) 令和６年市議会定例会１２月定例議会一般質問通告者および件名について　別紙のとおり

３　議　事

議案第３０号　選挙人名簿登録者の決定について　**原案どおり可決**

議案第３１号　選挙人名簿登録者の抹消決定について　**原案どおり可決**

議案第３２号　地方自治法等の規定による選挙権を有する者の総数の５０分の１および３分の１の数について　**原案どおり可決**

議案第３３号　市町村の合併の特例に関する法律の規定による選挙権を有する者の総数の６分の１の数について　**原案どおり可決**

議案第３４号　在外選挙人名簿登録者の抹消決定について　**原案どおり可決**

４　その他

(1) 今後の行事予定について　別紙のとおり

(2) 次回委員会の開催日程について

日　時：令和７年１月21日（**火**）**午前１０時００分**

会　場：市役所６階　選挙管理委員会事務室

議　題：**未定**

(3) その他

閉会日時	令和６年１２月２日　午前**１０時５９分**

以上会議のてん末を記録し、相違ないことを証明するために、委員長および委員ここに署名する。

令和７年１月２１日

青梅市選挙管理委員会

委員長　川鍋信夫

委員　根本太夫

委員　山下秀明

委員　桑原顯正

第１７回青梅市選挙管理委員会日程

令和６年１２月２日
午前１０時００分
市役所６階
６０１会議室

１　あいさつ　川鍋委員長

２　報告事項　(1) 行事報告について
(2) 令和６年市議会定例会１２月定例議会一般質問通告者および件名について

３　議　　事　議案第３０号　選挙人名簿登録者の決定について
議案第３１号　選挙人名簿登録者の抹消決定について
議案第３２号　地方自治法等の規定による選挙権を有する者の総数の５０分の１および３分の１の数について
議案第３３号　市町村の合併の特例に関する法律の規定による選挙権を有する者の総数の６分の１の数について
議案第３４号　在外選挙人名簿登録者の抹消決定について

４　その他　(1) 今後の行事予定について
(2) 次回委員会の開催日程について
日　時　令和６年１月　　日（　）　　時　　分
会　場　市役所　階　　会議室
議　題
(3) その他

行事報告

（1）都市選連関係

１１月１３日 （書面開催）	都市選連 委員長会	東京自治会館	11:00	委員長、局長

（3）明るい選挙推進関係

１１月１５日	東京都 明るい選挙推進大会	文京シビックホール	13:30	会長、役員、局長、西村
１１月２７日	都市推協 研修会	東京自治会館	14:00	会長、役員、加藤

議案第３０号

選挙人名簿登録者の決定について

令和６年１２月２日現在で調製する選挙人名簿に青梅市[redacted]以下５３６人（男２７５人、女２６１人）を登録資格があると認めるので、公職選挙法（昭和２５年法律第１００号）第２２条第１項の規定により登録決定する。

令和６年１２月２日

提出者　青梅市選挙管理委員会
委員長　川　鍋　信　夫

○　公職選挙法

（登録）

第二十二条　**市町村の選挙管理委員会は、政令で定めるところにより、登録月の一日現在により、当該市町村の選挙人名簿に登録される資格を有する者を同日（同日が**地方自治法第四条の二第一項の規定に基づき条例で定められた地方公共団体の**休日**（以下この項及び第二百七十条第一項において「地方公共団体の休日」という。）**に当たる場合**（当該市町村の区域の全部又は一部を含む区域において選挙が行われる場合において、登録月の一日が当該選挙の期日の公示又は告示の日から当該選挙の期日の前日までの間にあるときを除く。）**には、登録月の一日又は同日の直後の地方公共団体の休日以外の日**。以下この項において「通常の登録日」という。）**に選挙人名簿に登録しなければならない。**ただし、市町村の選挙管理委員会は、天災その他特別の事情がある場合には、政令で定めるところにより、登録の日を通常の登録日後に変更することができる。

２　前項の規定による登録は、当該市町村の区域の全部又は一部を含む区域において選挙が行われる場合において、登録月の一日が当該選挙の期日の公示又は告示の日から当該選挙の期日の前日までの間にあるとき（同項ただし書の規定により登録の日を当該選挙の期日後に変更する場合を除く。）には、同項本文の規定にかかわらず、登録月の一日現在（当該市町村の選挙人名簿に登録される資格のうち選挙人の年齢については、当該選挙の期日現在）により、行わなければならない。

３　市町村の選挙管理委員会は、選挙を行う場合には、政令で定めるところにより、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会（衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の選挙については中央選挙管理会、参議院合同選挙区選挙については当該選挙に関する事務を管理する参議院合同選挙区選挙管理委員会）が定める日（以下この条において「選挙時登録の基準日」という。）現在（当該市町村の選挙人名簿に登録される資格のうち選挙人の年齢については、当該選挙の期日現在）により、当該市町村の選挙人名簿に登録される資格を有する者を当該選挙時登録の基準日に選挙人名簿に登録しなければならない。

４　第一項の規定による登録は、選挙時登録の基準日と登録月の一日とが同一の日となる場合には、行わない。

議案第３１号

選挙人名簿登録者の抹消決定について

令和６年１２月２日現在で、選挙人名簿に登録されている者で転出後４か月を経過した青梅市[redacted]以下３４０人（男１８６人、女１５４人）および令和６年１１月２８日までに死亡した青梅市[redacted]以下１６８人(男８２人、女８６人）を公職選挙法（昭和２５年法律第１００号）第２８条の規定により抹消決定する。

令和６年１２月２日

提出者　青梅市選挙管理委員会
委員長　川　鍋　信　夫

○　公職選挙法

（表示及び訂正等）
第二十七条　市町村の選挙管理委員会は、選挙人名簿に登録されている者が第十一条第一項若しくは第二百五十二条若しくは政治資金規正法第二十八条の規定により選挙権を有しなくなつたこと又は当該市町村の区域内に住所を有しなくなつたことを知つた場合には、直ちに選挙人名簿にその旨の表示をしなければならない。
２　市町村の選挙管理委員会は、第二十一条第二項に規定する者を選挙人名簿に登録する場合には、同時に、選挙人名簿に同項の規定に該当する者である旨の表示をしなければならない。
３（省略）

（登録の抹消）
第二十八条　**市町村の選挙管理委員会は、当該市町村の選挙人名簿に登録されている者について次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、これらの者を直ちに選挙人名簿から抹消しなければならない。**この場合において、第四号に該当するに至つたときは、その旨を告示しなければならない。
一　**死亡**したこと**又は**日本の**国籍を失つたことを知つたとき。**
二　前条第一項又は第二項の表示をされた者が当該**市町村の区域内に住所を有しなくなつた日後四箇月を経過するに至つたとき。**
三　第三十条の六第二項の規定による第三十条の二第三項に規定する在外選挙人名簿への登録の移転をすることとするとき。
四　登録の際に登録されるべきでなかつたことを知つたとき。

（在外選挙人名簿）
第三十条の二　市町村の選挙管理委員会は、選挙人名簿のほか、在外選挙人名簿の調製及び保管を行う。
２（省略）
３　市町村の選挙管理委員会は、第三十条の五第一項の規定による申請に基づき在外選挙人名簿の登録を行い、及び同条第四項の規定による申請に基づき在外選挙人名簿への登録の移転（選挙人名簿から抹消すると同時に在外選挙人名簿の登録を行うことをいう。以下同じ。）を行うものとする。
４～６（省略）

議案第３２号

地方自治法等の規定による選挙権を有する者の総数の５０分の１および３分の１の数について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第７４条第５項、第７５条第６項、第７６条第４項、第８０条第４項、第８１条第２項、第８６条第４項および地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和３１年法律第１６２号）第８条第２項ならびに市町村の合併の特例に関する法律（平成１６年法律第５９号）第４条第１項、第５条第１項の規定による青梅市における選挙権を有する者の総数の５０分の１および３分の１の数は次のとおりである。

１　選挙権を有する者の総数の５０分の１の数　　２，２２４人
２　　同　　３分の１の数　３７，０６１人

令和６年１２月２日

提出者　青梅市選挙管理委員会
委員長　川　鍋　信　夫

諸請求に要する選挙権を有する者の数

根拠法令	条項	項　　目	必要数
地方自治法	第７４条第５項	条例の制定または改廃の請求とその処置	５０分の１
	第７５条第６項	監査の請求とその処置	
	第７６条第４項	議会の解散の請求とその処置	３分の１
	第８０条第４項	議員の解職の請求とその処置	
	第８１条第２項	長の解職の請求とその処置	
	第８６条第４項	役員の解職の請求とその処置 ※役員：副市長、選管委員、監査委員等	
地方教育行政の組織及び運営に関する法律	第８条第２項	解職請求 ※教育長または教育委員	
市町村の合併の特例に関する法律	第４条第１項	合併協議会設置の請求　※単独請求	５０分の１
	第５条第１項	合併協議会設置の請求　※同一請求	

議案第３３号

市町村の合併の特例に関する法律の規定による選挙権を有する者の総数の６分の１の数について

市町村の合併の特例に関する法律（平成１６年法律第５９号）第４条第１１項および第５条第１５項の規定による青梅市における選挙権を有する者の総数の６分の１の数は次のとおりである。

選挙権を有する者の総数の６分の１の数　１８，５３１人

令和６年１２月２日

提出者　青梅市選挙管理委員会
委員長　川　鍋　信　夫

○　市町村の合併の特例に関する法律

（合併協議会設置の請求）

第四条　**選挙権を有する者**（市町村の議会の議員及び長の選挙権を有する者（公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第二十二条第一項又は第三項の規定による選挙人名簿の登録が行われた日において選挙人名簿に登録されている者をいう。）をいう。以下同じ。）**は、**政令で定めるところにより、**その総数の五十分の一以上の者の連署をもって、**その代表者から、市町村の長に対し、当該市町村が行うべき市町村の合併の相手方となる市町村（以下この条及び第五条の二第一項において「合併対象市町村」という。）の名称を示し、**合併協議会を置くよう請求することができる。**

２～４（省略）

５　前項のすべての回答が**合併協議会設置協議について議会に付議する旨のものであった場合**には、合併請求市町村の長にあっては同項の規定による合併対象市町村の長への通知を発した日から六十日以内に、合併対象市町村の長にあっては同項の規定による通知を受けた日から六十日以内に、それぞれ**議会を招集し、合併協議会設置協議について議会に付議しなければならない。**この場合において、合併請求市町村の長は、その意見を付けなければならない。

６～８（省略）

９　第五項の規定による議会の審議により、**合併協議会設置協議について、合併請求市町村の議会がこれを否決し、かつ、すべての合併対象市町村の議会がこれを可決した場合**には、合併請求市町村の長は、合併請求市町村の議会が否決した日又はすべての合併対象市町村の長から第七項の規定による通知を受けた日のうちいずれか遅い日（以下この条において「基準日」という。）以後直ちに、基準日を合併対象市町村の長及び第一項の代表者に通知するとともに、これを公表し、かつ、合併請求市町村を包括する都道府県の知事に報告しなければならない。

１０　**前項に規定する場合**には、合併請求**市町村の長**は、基準日から十日以内に限り、**選挙管理委員会に対し、合併協議会設置協議について選挙人の投票に付するよう請求することができる。**この場合において、合併請求市町村の長は、**当該請求を行った日から三日以内に、その旨を**合併対象市町村の長及び第一項の代表者に通知するとともに、これを**公表し**、かつ、合併請求市町村を包括する都道府県の知事に報告し**なければならない。**

１１　第九項に規定する場合において、基準日から十三日以内に前項後段の規定による**公表がなかったとき**は、**選挙権を有する者は、**政令で定めるところにより、**その総数の六分の一以上の者の連署をもって、**その代表者から、**合併請求市町村の選挙管理委員会に対し、合併協議会設置協議について選挙人の投票に付するよう請求することができる。**

１２～２０（省略）

第五条　合併協議会を構成すべき関係市町村（以下この条及び次条第二項において「同一請求関係市町村」という。）の**選挙権を有する者は、**政令で定めるところにより、他の同一請求関係市町村の選挙権を有する者がこの項の規定により行う合併協議会の設置の請求と同一の内容であることを明らかにして、**その総数の五十分の一以上の者の連署をもって、**その代表者から、同一請求関係市町村の長に対し、当該同一請求関係市町村が行うべき市町村の合併の相手方となる他の同一請求関係市町村の名称を示し、**合併協議会を置くよう請求することができる。**

２～４（省略）

６　第四項の規定により通知を受けた同一請求関係市町村の長は、当該通知を受けた日から六十日以内に、それぞれ議会を招集し、第一項の規定による請求に基づく合併協議会に係る地方自治法第二百五十二の二の二第一項の協議（以下この条において「**同一請求に基づく合併協議会設置協議**」という。）**について、議会にその意見を付して付議しなければならない。**

７～１０（省略）同一請求関係市町村の議会は、前項の規定により付議された事件の審議を行うに当たっては、政令で定めるところにより、第一項の代表者に意見を述べる機会を与えなければならない。

１１　第六項の規定による議会の審議により、その**議会が同一請求に基づく合併協議会設置協議について否決した**同一請求関係**市町村**（以下この条において「合併協議会設置協議否決市町村」という。）**の長は、**基準日から十日以内に限り、**選挙管理委員会に対し、**同一請求に基づく合併協議会設置協議について**選挙人の投票に付するよう請求することができる。**この場合において、当該合併協議会設置協議否決市町村の長は、**当該請求を行った日から三日以内に**、その旨を第一項の代表者に通知するとともに、これを**公表し**、かつ、当該請求を行った日から三日以内に到達するように、当該合併協議会設置協議否決市町村を包括する都道府県の知事に報告し**なければならない。**

１２～１４（省略）

１５　合併協議会設置協議否決市町村において、基準日から十三日以内に第十一項後段の規定による公表がなかったときは、**選挙権を有する者は、**政令で定めるところにより、**その総数の六分の一以上の者の連署をもって、**その代表者から、**当該合併協議会設置協議否決市町村の選挙管理委員会に対し、**同一請求に基づく**合併協議会設置協議について選挙人の投票に付するよう請求することができる。**

１６～３３（省略）

議案第３４号

在外選挙人名簿登録者の抹消決定について

公職選挙法（昭和２５年法律第１００号）第３０条の１１の規定により、別紙在外選挙人名簿登録者抹消者一覧の２人（男０人女２人）を本市の在外選挙人名簿から抹消決定する。

令和６年１２月２日

提出者　青梅市選挙管理委員会
委員長　川　鍋　信　夫

在外選挙人名簿登録者抹消者一覧

最終住所または申請時の本籍	ふりがな 氏　名	生年月日	性別	備考
東京都青梅市	[redacted]			
東京都青梅市				
以下余白				

○　公職選挙法

（在外選挙人名簿の表示及び訂正等）

第三十条の十　**市町村の選挙管理委員会は、**在外選挙人名簿に登録されている者が第十一条第一項若しくは第二百五十二条若しくは政治資金規正法第二十八条の規定により選挙権を有しなくなつたこと又は**在外選挙人名簿に登録されている者に係る住民票が国内の市町村において新たに作成されたことを知つた場合には、直ちに在外選挙人名簿にその旨を表示しなければならない。**

２（省略）

（在外選挙人名簿の登録の抹消）

第三十条の十一　**市町村の選挙管理委員会は、当該市町村の在外選挙人名簿に登録されている者について次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、これらの者を直ちに在外選挙人名簿から抹消しなければならない。**この場合において、第三号に該当するに至つたときは、その旨を告示しなければならない。

一　死亡したこと又は日本の国籍を失つたことを知つたとき。

二　前条第一項の表示をされた者について**国内の市町村の区域内に住所を定めた年月日として戸籍の附票に記載された日後四箇月を経過するに至つたとき。**

三　在外選挙人名簿の登録又は在外選挙人名簿への登録の移転の際に在外選挙人名簿の登録又は在外選挙人名簿への登録の移転をされるべきでなかつたことを知つたとき。

今後の行事予定

（1）全選連関係

１２月１７日	全選連東京支部 委員・局長合同研修	赤坂区民センター	14：00	**委員長、委員、**局長

（2）都市選連関係

１２月１３日	都市選連 １Ｂ次長・係長会	あきる野市役所	14:00	係長
1月１７日	都市選連 次長・係長会	東京自治会館	15:00	係長
1月２３日	都市選連 局長・次長・係長研修会	東京自治会館	13:30	局長、係長
2月１９日	都市選連 委員長・委員合同研修会	ホテル日航立川東京	15:00	**委員長、委員、**局長

（3）明るい選挙推進関係

１２月１８日	５市共催 合同研修会	S&Dたまぐーセンター	14:00	**会長、役員**、事務局 **委員長・委員**